

木材産業事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン

初版作成日：令和2年5月25日

最終改訂日：令和3年10月5日

本ガイドラインは、木材製造業、木材卸売業、木材市場業又はその他木材関連事業を営む事業者において、感染防止の徹底、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、従業員の健康保護とともに事業継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインの内容は、感染拡大の動向、新型コロナウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があります。木材関連事業者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、このガイドラインの要点をまとめた別添チェックリスト等を活用し、十分な感染拡大防止対策を徹底するようお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

(1) 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症については、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染、飛沫感染及びマイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる（オフィス、休憩室等はもとより車輛内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等の工夫。）必要があります。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、それらのいずれも避けるよう努めなければなりません。特に、感染リスクが高まる「5つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を必要とします。

(場面1) 飲酒を伴う懇親会等・(場面2) 大人数や長時間におよぶ飲食
具体的には、忘年会や新年会等が想定されます。

(場面3) マスクなしでの会話

具体的には、作業時間中に熱中症対策等によってマスクを外した状態での会話が想定されます。

(場面4) 狭い空間での共同生活

具体的には、寮の部屋やトイレなどの共用部分が想定されます。

(場面5) 居場所の切り替わり

具体的には、職場から休憩室や喫煙室、更衣室等に居場所が切り替わった場合が想定されます。

【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(厚生労働省HP)
- ・「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」(厚生労働省HP)
- ・「人との接触を8割減らす、10のポイント」(厚生労働省HP)
- ・「『新しい生活様式』の実践例」(新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言)
- ・「感染リスクが高まる『5つの場面』」(新型コロナウイルス感染症対策本部)

(2) 従業員等の感染予防・健康管理

- ・事業者は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。

① 体温の測定と記録

② 以下のいずれかに該当する場合、所属長への連絡と自宅待機を徹底し、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談

- ・発熱などの症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合¹

③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに所属長に連絡のうえ、保健所に問い合わせ

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

- 〔※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方〕
- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
 - ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

④ 職場における検査の更なる活用・徹底

- 1 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - 2 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
 - 3 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。ただし、抗原簡易キットを活用した検査を実施する体制が整うまでは、体調不良の従業員がいた場合は、かかりつけ医等身近な医療機関（相談する医療機関に迷う場合には「受診・相談センター」）に電話で相談する等の方法を検討する。
 - 4 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
 - 5 抗原簡易キットの購入にあたっては、
 - ・ 連携医療機関を定めること
 - ・ 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ・ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。
 - 6 これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URLを参照する。
 - ・ 令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>
 - ・ 令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
 - 7 また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
- ⑤ ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照

- ・ 事業者は、熱中症対策等に必要な場合を除き³マスクを正しく着用する、人との間隔は できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）適切な距離を確保するよう努めるなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。
- ・ 木材市場のせり場等の事業活動においては、体調が優れない方へ来社自粛をお願いするとともに、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとってください。
- ・ 事業者は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- ・ 事業者は、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 出勤時、トイレ使用后、工場・倉庫・事務所・休憩所等への入場時には手洗い、手指の消毒。タオルは共用しない。
 - ② 熱中症対策等に必要な場合を除き、正しいマスクの着用、咳エチケットの徹底。また、十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。（正しいマスクの着用法については、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。）
 - ③ 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃や消毒。
 - ④ 作業着や制服はこまめに洗濯する。
 - ⑤ ゴミ捨ての際、鼻水・唾液などのついたゴミはビニール袋に入れて密封して縛り、ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で洗う。
- ・ 事業者は、食事等で休憩をとる際、以下の感染防止策を行ってください。
 - ① 密集回避のため、人数制限、動線の確保を行う。人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）適切な距離を確保。
 - ② 窓を開けるなど定期的な換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、又は常時換気）を実施。寒い環境や暑い環境においても適切な換気（機械換気による常時換気や、機械換気が設置されていない場合は、常時窓開け（窓を少し開け、冬場の室温は18℃以上、夏場の室温は28度以上を目安）や適切な保湿（湿度40%以上を目安）を行う²）。
 - ③ 過度な飲酒や、食事中などマスクを外している最中の会話を自粛。

- ④ 間隔を空け、真正面になることのないよう座席位置を配慮するとともに、アクリル板等のパーティションを設置。
 - ⑤ 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用。
 - ⑥ 上記の感染防止策を行ったエリア外での飲食を制限。
 - ※ なお、寒冷な場面であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。
- ・ 事務所・休憩所等に飛沫防止用のシートを設置する場合は、以下の点に留意してください⁴。
 - ① 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにする。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用する。
 - ② 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
 - ③ 不明な点があれば、最寄りの消防署に相談する。
 - ・ 事業者は、事務作業や会議を行う際は、業務に支障とならない範囲で、オンラインでの遠隔業務を積極的に検討してください。対面で行う場合は、「三つの密」の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、マスク着用留意してください。
 - ・ 事業者は、木材市に参加する事業者や関係車両の運転手（木材運送業者等）等の日常的に工場・市場・事業所等へ出入りする取引事業者へも感染予防策を周知徹底してください。
 - ・ 事業者は、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、催物（会議・行事等）の開催にあたっては、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、以下の措置をとるとともに、「イベント開催時の必要な感染防止策①②」（別紙）により、感染防止に努めてください⁵。
 - ① 消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）
 - 手洗い、手指消毒を徹底するとともに、消毒液を設置すること
 - ② マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）
 - マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布又は販売し、着用率100%を担保
 - ③ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）

有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演を控えること、主催者があらかじめ参加を断った際の払い戻しの措置等を規定又は明確化しておくこと等）

④ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）

事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握すること
接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）

携帯電話の使用を控える場面では、通知サービスを機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨
利用者のQRコード読取を奨励し、その旨を事前に来場者等に周知

⑤ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）

大声を控えていただきたい（マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい）旨の掲示・周知
大声での会話を誘発しないよう、BGMの音量を抑えるとともに、大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）

⑥ 密集の回避（入退場時や休憩時間における「三つの密」の抑止）

入退場時や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線確保、時間差入退場、行列ラインの設置等）や十分な換気

大声等の発声がない催物については、密が発生しない程度の間隔を開ける
ただし、大声を発する可能性のある催物を開催する場合には、観客のグループ間の座席は1 m以上開ける

休憩時間中及び催物前後の食事等で感染防止（飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限等）

入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限をするとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促す

⑦ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある催物については開催を見合わせる

演者のいる舞台と観客との間については、2 m以上開けること

⑧ 催物前後の行動管理（交通機関、催物後の打ち上げ等における「三つの密」の抑止）

公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起

可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

⑨ 換気（屋内の場合）

法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

- 事業者は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、別添チェックリスト等を参考に、自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

事業者は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては工場・市場・事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

(2) 濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています⁶。

このため、事業者は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です⁷。

(3) 濃厚接触者への対応

- 事業者は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- 事業者は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業者はその

結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年5月29日暫定版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 事業者は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（工場、倉庫、事務所、休憩所等）の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（工場、倉庫、事務所、休憩所等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法により消毒を実施してください^{6・8・9・10}。

4. 事業の継続

事業者は、従業員が、新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、生産、販売等の事業を維持・継続するため、以下の対応を検討してください。

- ・ 事業者は、事業を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業者は、事業継続のため、情報共有体制・人員融通体制を検討・整備してください。
- ・ 事業者は、従業員の確保状況に応じて、生産・販売等の事業規模について検討し、事業の継続体制を整備してください。

(参考) 従業員の確保状況による段階別の事業継続体制

事業者は、従業員の確保状況に応じて、段階別に事業継続体制を決定します。

【第一段階】

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人員体制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容) 生産体制や業務を縮小

小規模事業者の場合にあっては業務全体の休止も含め判断

(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

5. 関係者との情報共有

事業者は、従業員の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、所属団体の事務局等に状況報告し、業界内での情報共有を徹底してください。

参考

- 1 これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ（厚生労働省HP）
- 2 「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」（内閣官房HP）
- 3 令和2年度の熱中症予防行動を踏まえた新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの補足について（令和2年6月4日付け2林政経第147号林野庁経営課長、木材産業課長、木材利用課長通知）
- 4 「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」（令和2年7月17日消防庁予防課事務連絡）
- 5 「今後のイベント開催制限のあり方について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回））
- 6 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年10月2日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 7 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 8 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 9 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）
- 10 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

別添 職場におけるチェックリスト(厚労省HP)

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。

尾内 一信 川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、林業経営や木材産業の職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、職場の状況等によっては対応できないものや馴染まないものがあるかもしれませんが、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・十分なマスク着用の効果を得るために隙間ができないように適切な着用を求めている(できれば不織布マスクを着用)。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時の確認や労働者の日々の体調を確認できる健康観察アプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・季節に応じて、リーフレット『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法』、「熱中症予防に留意した換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法』、「冬場における換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法』を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
	・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
	・感染防止策を行った場所以外での飲食を行わないこととしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上(排泄物やおう吐物等の汚物がある場合、遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上)の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・出勤後に体調不良になった従業員に対し、検査体制の整備が可能である場合は抗原簡易キットを活用して検査を実施している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ